

判決年月日	平成18年9月28日	担当部 知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成18年(ネ)10022号	

緑色と白色のカプセルを銀色地に青色文字の記載されたPTPシートに装填した医療用医薬品における色彩構成(配色)は、出所表示機能ないし自他識別機能を有するものではなく、不正競争防止法2条1項1号の「商品等表示」に該当しないから、類似の色彩構成(配色)の医薬品(上記医薬品の後発医薬品)を製造・販売する行為は、同号の不正競争行為に当たらず、特段の事情もないから一般の不法行為にも当たらないとされた事例

(関連条文) 不正競争防止法2条1項1号、民法709条